# 特定非営利活動法人 国際アロマコラージュ療法協会 会員規程

(目的)

第1条 本規程は特定非営利活動法人国際アロマコラージュ療法協会(以下、「当協会」という。) 定款第6条に規定する会員について必要な事項を定める。

(会員)

- 第2条 当協会の会員は次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動法人法(以下「法」という。) における社員とする。
  - (1) 正会員 当協会の目的に賛同して活動を推進する個人及び団体 総会にて表決権を有する。
  - (2) 準会員 当協会の目的に賛同して活動を推進する個人及び団体
  - (3) 利用会員 当協会の目的に賛同して活動に参加する個人
  - (4) 賛助会員 当協会の目的に賛同して活動を支援する個人及び団体
  - (5) 名誉会員 当協会の発展に顕著な功績のあった個人で、理事会が別に定める基準により、理事会が推薦した個人

## (入会金及び会費)

第3条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。入会金及び会費は以下のように定める。

(1) 正会員	個人 入会金	20,0	0 0 円	年会費	10,	000円
	団体 入会金	100,0	0 0 円	年会費	50,	000円
(2) 準会員	個人 入会金		0円	年会費	10,	000円
	団体 入会金		0 円	年会費	30,	000円
(3) 利用会	:員 入会金		0円	年会費	3,	000円
(4) 賛助会	:員 個人一口	1, 0	0 0円			
	団体一口	5, 0	00円			
(5) 名誉会	:員		0円	年会費		0 円

(入会)

- 第4条 定款第7条に定めるとおり、会員の入会については特に条件を定めない。
  - 2 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、理事会に申し 込むものとし、理事会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
  - 3 理事会は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人 にその旨を通知しなければならない。

#### (入会申し込み方法)

- 第5条 入会の申し込みをする場合は、当協会指定の口座に会費を振込み、当協会が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、振込み受領書のコピーとともに当協会に郵送することとする。
  - 2 入会が成立した場合、入会後会員証を発行し会員に送付する。

# **◇** アロマコラージュ療法

(入会申し込みの審議)

第6条 理事会が入会申込者についての入会を審議する。

## (入会申し込みの拒絶)

- 第7条 この法人は、入会申込者が次の各号の一に該当する場合は、入会を認めない場合がある。
  - (1) 入会に係る事項について、偽名等の虚偽情報を提出した場合。
  - (2) 入会申込者が本規程及び当協会の定款に反するおそれのある場合。
  - (3) 政治、宗教及び営利活動を目的としている場合。
  - (4) 暴力団等の反社会的団体に所属している場合。
  - (5) 過去に会員資格を取り消されたものから申し込みがあった場合。
  - (6) その他、前各号に準ずる場合で、当協会が入会を適当でないと判断した場合。

#### (除名)

- 第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、この会員に事前に弁明する機会を与えなければならない。
  - (1) 定款及び各種規程に違反したとき。
  - (2) 当協会及び会員の名誉を傷つけるか、又は当協会の目的に反する行為をしたとき。
  - (3) 入会に係る事項について、虚偽情報を提出した場合。
  - (4) 当協会の会員に対して、または当協会の名を語って政治、宗教及び営利活動を行い 他者に対し迷惑行為を行ったとき。

#### (会員資格有効期間)

- 第9条 会員資格有効期間を以下のとおりに定める。
  - (1) 入会した初年度は、当該事業年度の末日までとする。
  - (2) 入会した翌年度以降は、当協会の一事業年度とする。
  - (3) ただし1月から3月に入会した場合は翌年度の末日までとする。
  - 2 会員資格有効期間の決済日は、当協会が入会申込書を受け付け、第3条で定める会費の入 金の払込みを確認した日とする。
  - 3 会員資格は、第9条で定める方法により継続することができる。

# (拠出金品の不返還)

第10条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### (会員資格の継続)

- 第11条 会員資格有効期間が満了する場合には、書面または電磁的方法により、継続のための案内を会員に通知する。
  - 2 会員資格は、毎年毎事業年度開始前1カ月以内に、当協会の定める方法により会費を振込み、当協会が入金を確認したことをもって継続されるものとする。

#### (会員の氏名及び名称等の変更)

- 第12条 会員は、その氏名又は連絡先等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当協会に通知しなければならない。
  - 2 変更通知の不在によって、当協会からの会員への通知、書類等が遅延または不達になった場合、当協会はその責任を負わないものとする。

# **◇** アロマコラージュ療法

## (会員資格の喪失)

- 第13条 会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、その資格を喪失する。
  - (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 連絡なく継続して3か月以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第14条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出して任意に退会することができる。

## (会員資格有効期間終了に伴う措置)

- 第15条 会員資格有効期間が過ぎ、当協会からの通知の後も、当協会が会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員の権利の行使を停止する。
  - 2 会員資格を喪失したときは、当協会の認定資格は失踪する。
  - 3 当協会に対し債務があった場合はすみやかに清算することとする。

## (遵守事項)

- 第16条 当協会の会員は、以下の事項を遵守する。
  - (1) 当協会の定款および各種規程
  - (2) 医師法、医薬品法、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律、あん摩マッサージ指圧法、はり師、きゆう師等に関する法律、獣医師法、消費者契約法、不当景品類および不当表示防止法およびその他関係法令等

#### (禁止行為)

- 第17条 会員は、次の各号における行為をしてはならない。
  - (1) 本規程第2条に定める会員権利を第三者に譲渡もしくは使用させてはならない。
  - (2) 当協会の許可なく、当協会の名称もしくはこれを連想させる名称を無断で使用し動してはならない。
  - (3) 精油の飲用および塗布を会員及び第三者に勧めてはならない。
  - (4) 当協会の名称および当協会認定資格の名称を使用し、他の協会および企業の営業 活動を行ってはならない。
  - (5) 当協会が指定する以外の教材を使用してはならない。
  - (6) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ってはならない。
  - (7) 当協会、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害してはならない。
  - (8) 当協会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流してはならない。
  - (9) 会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出してはならない。
  - (10) 当協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしてはならない。
  - (11) 当協会の定款および各種規程に反する行為を行ってはならない。

## (個人情報の保護)

第18条 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはならな

11

- 2 当協会は、当協会が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、次の各号の場合を除き、個人情報を第三者に提供しない。
  - (1) 情報開示や第三者への提供について、該当する会員の同意がある場合
  - (2) 裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合
  - (3) 会員の行為が、当協会の権利、財産やサービス等に損害を及ぼす可能性があり、 それらを保護するために必要と認められる場合
  - (4) 会員の生命、身体、または財産の保護のため緊急に必要で、会員の同意を得ることが難しい場合

## (損害賠償)

第19条 会員が、定款及び各種規程に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償しなくてはならない。

## (会員間の紛争)

第20条 会員間相互に生じた紛争において、会員は自己費用と責任において解決するものとし、 当協会は一切の責を負わない。

#### (残存条項)

第21条 退会した場合又は会員資格が停止もしくは除名された場合であっても、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条および本条の規程は有効に存続するものとする。

## (委任)

第22条 本規程に定めるほか、本規程を実施するにつき必要な細則事項は、理事会の議決を経て 別に定める。

#### (改廃)

第23条 本規程を改廃するときは、理事会の議決を得なければならない。

## (附則)

1 本規程は、平成28年4月15日より施行する。

#### (附則)

1 本規程は、平成29年3月1日より施行する。

## (附則)

1 本規程は、平成29年6月4日より施行する。